

## USSオークション規程改定について

## 1. 改定内容

2026年2月、会場窓口での現金取扱い廃止に伴い、代金決済等の支払方法より該当の文言を削除する。

## 2. 施行日

2026年2月1日(改定告知日:2026年1月1日)

## 3. 新旧比較表

新	旧
<p>第 48 条(出品店に対する成約車両代金等の決済)</p> <p>1. 出品店は、出品手数料を、オークション開催日を含む 7 日以内に、当社に<u>銀行振込</u>により支払わなければならない。</p>	<p>第 48 条(出品店に対する成約車両代金等の決済)</p> <p>1. 出品店は、出品手数料を、オークション開催日を含む 7 日以内に、当社に<u>持参(現金のみ)</u>または<u>銀行振込</u>により支払わなければならぬ。</p>
<p>第 49 条(落札車両代金等の決済)</p> <p>1. 落札店は、落札車両代金等を、オークション開催日を含む 7 日以内に当社に<u>銀行振込</u>により支払わなければならない。</p>	<p>第 49 条(落札車両代金等の決済)</p> <p>1. 落札店は、落札車両代金等を、オークション開催日を含む 7 日以内に当社に<u>持参(現金のみ)</u>または<u>銀行振込</u>により支払わなければならぬ。</p>